

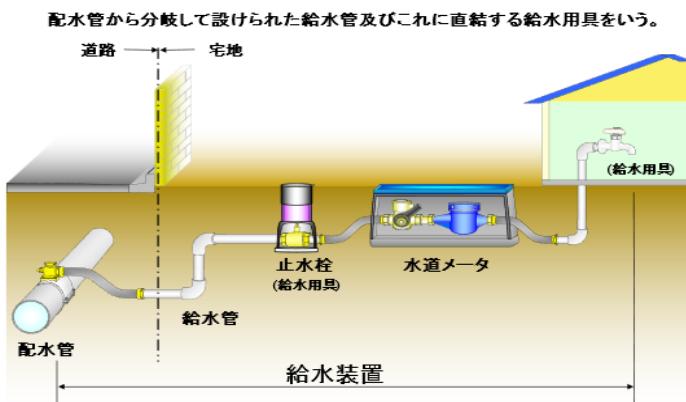
給水装置工事の施工基準及び手数料の統一について

1 要旨

水道企業団が取り扱っている給水装置工事については、現在、各事務所が定める給水装置工事施工基準（以下、「施工基準」という。）に基づき運用されているが、給水装置工事を施行する事業者の利便性の向上及び業務の効率化を目的に統一した施工基準を定め、令和8年4月から運用を開始する。

また、施工基準等の統一に合わせて、給水装置工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料を統一するための条例案を水道企業団議会に提案する。

給水装置の概念図



2 施工基準案

(1) 案の考え方

事務所ごとで施工基準や申請が異なっており、共通の施工基準を策定・運用することで、業務の効率化や事業者の利便性向上を図る。

(2) 主な統一項目

| 主な統一項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ①水道メーターの口径 | 水道メーターの口径について、設置する給水器具の水量に応じて決定するよう規定 |
| ②指定材料 | バルブやメーターボックスなどの材料について、耐震性、耐久性なども鑑みて、共通の材料を指定 |
| ③耐圧試験 | 完成試験について、工事完了後に漏水や破損の有無を確認できるよう、施工個所ごとに時間や圧力を規定 |
| ④止水栓及び 水道メーターの設置基準 | 止水栓及び水道メーターの設置位置について、官民境界から一定の距離以内に設置するよう、それぞれ規定 |

(3) 経過措置

施工基準の統一に伴い、事業者ヒアリングを踏まえ、従前の指定材料を使用できるよう3年間の猶予期間を設定する。

3 手数料（設計審査及び工事検査）案

(1) 案の考え方

統一した施工基準に基づき、給水装置工事の設計審査や工事検査を行い、実費を根拠とした共通の手数料を設定する。

(2) 算定方法

必要となる作業時間に、時間あたりの人工費を乗じて算定

(3) 手数料の金額（1件当たり）

| 区分 | 統一案 | |
|--------------------|---------|---------|
| | 設計審査 | 工事検査 |
| ・口径 25mm 以下 | 2,250 円 | 2,250 円 |
| ・口径 25mm 超～40mm 以下 | 4,500 円 | 4,500 円 |
| ・口径 40mm 超 | 6,750 円 | 6,750 円 |

4 今後の予定

施工基準及び手数料の統一に向けて、次のとおり予定している。

（予定スケジュール）

| | |
|----------------|---|
| 令和 7 年 11 月定例会 | 「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」の一部を改正する議案の提出 |
| 令和 7 年 11 月末 | 施工基準・手数料の改正について、ホームページで公開 |
| 令和 8 年 1～3 月 | 事業者説明会を開催 |
| 令和 8 年 4 月 | 全事務所共通の施工基準及び手数料の統一運用開始 |